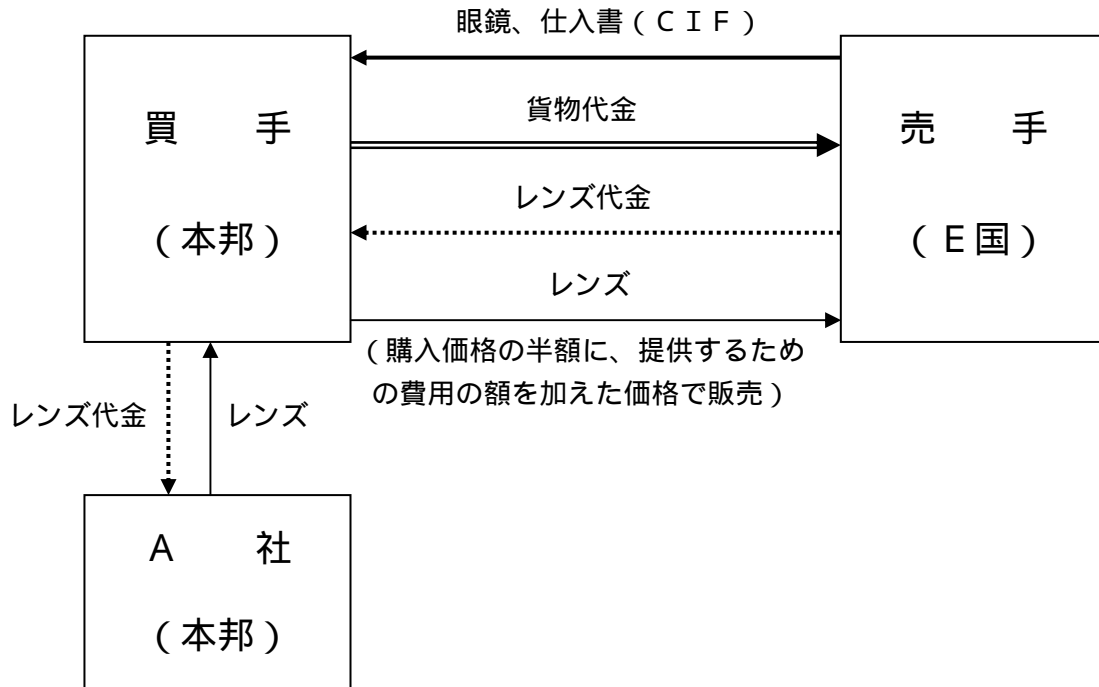


### 18. 買手が取得価格の半額で有償提供する部分品の費用



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からCIF条件で眼鏡を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の製造に使用するレンズを当社と特殊関係のない本邦所在のメーカーA社から購入し、FOB条件で売手に販売していますが、その売買価格は、当社がA社から購入した価格の半分の額に、レンズを売手へ提供するための費用（運送費用等）の額を加えた価格としています。

今般、このレンズを使用して生産された貨物を輸入しますが、当社は、売手からこのレンズの販売額の送金を受け、別途、売手から送付された輸入貨物の仕入書価格を支払います。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、現実支払価格である売手から送付された仕入書価格のみにより計算して差し支えありませんか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が有償で提供したレンズは「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当し、そのレンズに要する費用の額のうち、貴社が値引きをした額は現実支払価格に含まれていませんので、売手から送付された仕入書価格のみにより課税価格を計算することはできません。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により

無償で又は値引きをして提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、その物品を買手が自己と特殊関係にない者から取得した場合には、その物品を取得するために通常要する費用によることとされており、買手がその物品を提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担したときには、それらの費用の額を上記の通常要する費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

上記の取引において、貴社が売手に有償で提供したレンズは「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当し、そのレンズに要する費用のうち、貴社が値引きをしたレンズを取得するために必要とした費用の半額分は、輸入貨物の現実支払価格に含まれていないものと認められます。

したがって、貴社が値引きをした額であるレンズを取得するために必要とした費用の半額を、現実支払価格に加算して課税価格を計算することとなります。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

#### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)